

○ささやま医療センターの産科充実に向けての検討会設置要綱

令和元年6月28日

要綱第41号

(設置)

第1条 本市の産科医療の現状及び兵庫医科大学ささやま医療センター（以下「ささやま医療センター」という。）の状況について広く市民と課題を共有し、本市及びささやま医療センター双方において最善の取組を市民と共に検討することで、今後も市内で安心・安全に出産し、子育てできる環境を整えることを目的として、ささやま医療センターの産科充実に向けての検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市における産科医療の現状及び課題の分析に関すること。
- (2) ささやま医療センターの継続的な分娩機能確保における施策及びその推進に関すること。
- (3) 前号の施策の評価に関すること。
- (4) その他地域産科医療に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる委員20人以内及び顧問で組織する。

(1) 委員

- ア 市長
- イ 副市長
- ウ 次に掲げる者及び団体等に所属する者のうちから市長が委嘱するもの
 - (ア) 丹波篠山市医師会
 - (イ) 丹波篠山市自治会長会
 - (ウ) 丹波篠山市民生委員・児童委員協議会
 - (エ) 丹波篠山市愛育会
 - (オ) 人と夢をつなげ隊
 - (カ) ささやま医療センター支援グループささゆり
 - (キ) 識見のある者
 - (ク) その他市長が必要と認める者

(2) 顧問

- ア 兵庫県議会議員（丹波篠山市選挙区）

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務は、保健福祉部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。